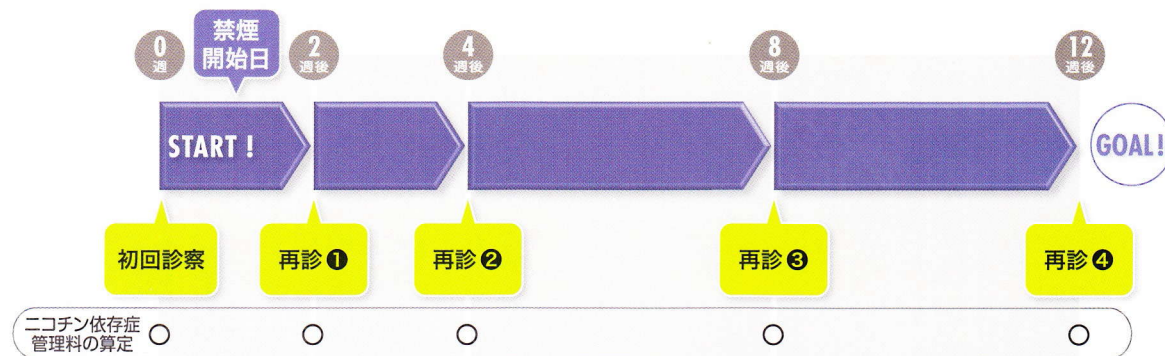


チャンピックスを使用した禁煙治療

1 はじめに

健康保険等による禁煙治療のスケジュール

標準的な禁煙治療では、12週間にわたり計5回の禁煙治療を行います。



● 禁煙をより確実にするために延長して投与する場合等*は、保険適用されませんのでご注意ください。

*添付文書「用法・用量に関連する使用上の注意」(3)又は(4)をご確認ください。

● チャンピックスを保険薬として処方する際には、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に伴う処方である。」と記載してください。

チャンピックスを使用した禁煙治療の費用（一例）

健康保険等による診療の場合、チャンピックスを使用した禁煙治療における患者さんの自己負担額は、2万円程度です。

		費用 ^{※5}	自己負担額 ^{※5} (3割負担として)
診療所	初診料+再診料 ^{※1}	7,780円	6,040円
	ニコチン依存症管理料	9,620円	
	院外処方せん料 ^{※2}	2,720円	
保険薬局	調剤料 ^{※3}	6,160円	13,620円
	チャンピックス ^{※4}	39,230円	
	合計	65,510円	

※1 禁煙のみを目的に、診療所又は許可病床数が200床未満、時間外対応加算、明細書発行体制等加算の施設基準に係る届出をしていない医療機関で治療を受けると仮定。再診料には外来管理加算を含むと仮定。

(注)他の疾患の治療にあわせて禁煙治療を受ける場合、初診料および再診料については重複して支払う必要はありません。

※2 院外処方で、禁煙補助薬のみ処方されると仮定。

※3 処方せん受付回数が月4000回超かつ特定の保険医療機関からの集中度が70%超、あるいは処方せん受付回数が月に2500回超かつ特定の保険医療機関からの集中度が90%超、以外の保険薬局で調剤を受けると仮定。基準調剤加算1・2、後発医薬品調剤体制加算1・2の施設基準に係る届出をしていない保険薬局。調剤基本料・調剤料のほか、薬剤服用歴管理指導料を含むと仮定。

※4 禁煙補助薬を標準的な用法・用量で使用すると仮定(ニコチンパッチは8週間、バレニクリンは12週間)。

※5 上記費用は2014年4月に改定された診療/調剤報酬点数に基づいて算出。